

「P F O S 又はその塩の製造設備に関する技術上の基準を定める省令
(案)」に対する意見募集の結果について

平成24年6月8日

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省環境保健部企画課化学物質審査室

平成24年4月21日(土)付けで「P F O S 又はその塩の製造設備に関する技術上の基準を定める省令(案)」に対する意見公募を行いましたところ、以下のとおり御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要、及びそれに対する厚生労働省、経済産業省及び環境省の考え方を、別紙のとおり取りまとめましたので公表いたします。

今回御意見等をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：平成24年4月21日(土)～平成24年5月20日(日)
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)、厚生労働省・経済産業省及び環境省ホームページ、窓口配布
- (3) 意見提出方法：電子メール、F A X、郵送

2. 御意見等の総数

- (1) 提出件数：1件

3. 問い合わせ先

○厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室
TEL：03-5253-1111(内線2427)

○経済産業省 製造産業局 化学物質管理課
TEL：03-3501-1511(内線3691)

○環境省 総合環境政策局 環境保健部企画課 化学物質審査室
TEL：03-3581-3351(内線6329)

	御意見の概要	御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方
1	化学物質の製造を規制する他の省令、例えば一般高圧ガス保安規則や危険物の規制に関する規則と比較してずいぶん簡素な印象を受けますが、化審法第1種特定化学物質の製造に関する省令がこれで宜しいのでしょうか。	第一種特定化学物質の製造設備基準については、製造設備からの第一種特定化学物質の漏出等による環境の汚染を防止することを目的としております。このため、一般高圧ガス保安規則や危険物の規制に関する規則では、貯蔵や検査等についても整理しているのに対して、本製造設備基準については、PFOS又はその塩の製造設備の実態を勘案し、当該物質による環境の汚染を防止するにあたって必要な規定を定めております。